

学校いじめ防止基本方針

北海道小樽未来創造高等学校定時制課程

1 学校いじめ防止基本方針

いじめは、冷やかしかからかいなどのほか、情報機器を介したいじめ、暴力行為に及ぶいじめなど、学校だけでは対応が困難な事案も増加している。また、いじめをきっかけに不登校になってしまったり、自らの命を絶とうとしてしまったりするなど、深く傷つき、悩んでいる生徒もいる。いじめ問題への対応は学校として大きな課題である。

そこで、生徒たちが多様性を認め互いに支え合いながら意欲を持って充実した高校生活を送れるよう、校長のリーダーシップの下、教員と心理や福祉等の専門スタッフとの連携・協働や学校のマネジメントが組織的に行われる体制を整備するとともに、家庭、地域、関係機関等と連携した「社会に開かれたチーム学校」としていじめ防止に向け、日常の指導体制を定め、いじめの未然防止を図りながら、いじめの早期発見に取り組むとともに、いじめを認知した場合は適切に、かつ速やかに解決するための「学校いじめ防止基本方針」（いじめ防止全体計画）を定める。

2 「いじめ」とは

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、生徒等に対して、当該生徒等と一定の人的関係にある他の生徒等が行う心理的、または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(2) いじめに対する基本的な考え方

ア 「いじめは絶対に許されない」、「いじめはいじめる側が悪い」との認識

イ 「いじめは、どの生徒にも、どの学校においても起こり得る」との認識

ウ 「いじめの未然防止は、学校・教職員の重要課題」との認識

エ ささいに見える行為でも、表には現れにくい心理的な被害を見逃さない姿勢で対応する。

(3) いじめの構造と動機

ア いじめの構造

いじめは、「いじめられる生徒」、「いじめる生徒」だけでなく、「観衆」・「傍観者」など、周囲に生徒がいる場合が多い。周囲の生徒の捉え方により、抑止作用になったり、促進作用になったりする。

イ いじめの動機

いじめの衝動を発生させる原因には、以下のものなどが挙げられる。

(ア) 心理的ストレス（過度のストレスを集団内の弱い者を攻撃することで解消しようとする）

(イ) 集団内の異質な者への嫌悪感情（凝集性が過度に高まった学級集団では、基準から外れた者に対して嫌悪感や排除意識が向けられることがある）

- (ウ) ねたみや嫉妬感情
- (エ) 遊び感覚やふざけ意識
- (オ) 金銭などを得たいという意識
- (カ) 被害者となることへの回避感情嫉妬心（相手をねたみ、引きづりおろそうとする）

(4) いじめの態様

いじめの態様には、以下のものなどが考えられる。

悪口を言う・あざける、落書き・物壊し、集団での無視、陰口、避ける、ぶつかる・小突く、命令・脅し、性的辱め、部活動中のいじめ、メール等による誹謗中傷、噂流し、授業中のからかい、仲間はずれ、嫌がらせ、暴力、たかり。

(5) いじめの解消

いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。

ア いじめに関わる行為が止んでいること

いじめに係る行為が止んでいる状態が少なくとも3か月継続していること。ただし、いじめの被害の重要性から必要であると判断される場合は、より長期の期間を設定するものとする。

イ 被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめの行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。

3 いじめ防止の指導体制・組織的対応

(1) 日常の指導体制

いじめを未然に防止し、早期に発見するための日常の指導体制を以下の通りとする。

【別紙1】参照

(2) 緊急時の組織的対応

いじめを認知した場合の、いじめの解決に向けた組織的な取組を以下の通りとする。

【別紙2】参照

4 いじめの予防

いじめ問題への対応では、いじめを起こさせないための予防的取組が求められる。学校においては教育活動全体を通して、自己有用感や規範意識を高め、豊かな人間性や社会性を育てることが重要である。

(1) 学業指導の充実

ア 規範意識、帰属意識を互いに高める集団づくり

イ コミュニケーション能力を育み、自信を持たせ、一人一人に配慮した授業づくり

(2) 特別活動、道徳教育の充実

ア ホームルーム活動における望ましい人間関係づくりの活動

イ ボランティア活動の充実

(3) 教育相談の充実

面談の定期的実施（６月、１１月、２月）

(4) 人権教育の充実

ア 人権意識の高揚

イ 講演会等の開催

(5) 情報教育の充実

科目「工業情報数理」におけるモラル教育の充実

(6) 保護者・地域との連携

ア いじめ防止対策推進法、学校いじめ防止基本方針等の周知

イ 学校公開の実施

5 いじめの早期発見

いじめ問題を解決するために最も重要なポイントは、早期発見・早期対応である。生徒の言動に留意するとともに、何らかのいじめのサインを見逃すことなく発見し、早期に対応することが重要である。

(1) いじめの発見

いじめ行為を直接発見した場合は、その行為をすぐに止めさせるとともに、いじめられている生徒や通報した生徒の安全を確保する。「緊急時の組織対応（いじめへの対応）」により速やかに報告し、事実確認をする。

(2) いじめられている生徒・いじめている生徒のサイン

【別紙３】参照

(3) 教室・家庭でのサイン

【別紙４】参照

(4) 相談体制の整備

ア 相談窓口の設置・周知

イ 面談の定期的実施

(5) 定期的調査の実施

いじめアンケート調査の実施（６月、１０月）

(6) 情報の共有

ア 報告経路の明示・報告の徹底

イ 職員会議等での情報共有

ウ 要配慮生徒の実態把握

エ 進級時の引継ぎ

6 いじめへの対応

(1) 生徒への対応

ア いじめられている生徒への対応

いじめられている生徒の苦痛を共感的に理解し、心配や不安を取り除くとともに、全力で守り抜くという「いじめられている生徒の立場」で、継続的に支援することが重要である。

(ア) 安全、安心を確保する。

- (イ) 心のケアを図る。
- (ウ) 今後の対策について、共に考える。
- (エ) 活動の場等を設定し、認め、励ます。
- (オ) 温かい人間関係をつくる。

イ いじめている生徒への対応

いじめは決して許されないという毅然とした態度で、いじめている生徒の内面を理解し、他人の痛みを知ることができるようにする指導を根気強く行う。

- (ア) いじめの事実を確認する。
- (イ) いじめの背景や要因の理解に努める。
- (ウ) いじめられている生徒の苦痛に気付かせる。
- (エ) 今後の生き方を考えさせる。
- (オ) 必要がある場合は懲戒を加える。

(2) 関係集団への対応

被害・加害生徒だけでなく、おもしろがって見ていたり、見て見ぬふりをしたり、止めようとしなかったりする集団に対しても、自分たちでいじめ問題を解決する力を育成することが大切である。

- ア 自分の問題として捉えさせる。
- イ 望ましい人間関係づくりに務める。
- ウ 自己有用感が味わえる集団づくりに務める。

(3) 保護者への対応

ア いじめられている生徒の保護者に対して

相談されたケースでは、複数の教員で対応し、学校は全力を尽くすという決意を伝え、少しでも安心感を与えられるようにする。

- (ア) じっくりと話を聞く。
- (イ) 苦痛に対して本気になって精一杯の理解を示す。
- (ウ) 親子のコミュニケーションを大切にするなどの協力を求める。

イ いじめている生徒の保護者に対して

事実を把握したら速やかに面談し、丁寧に説明する。

- (ア) いじめは誰にでも起こる可能性がある。
- (イ) 生徒や保護者の心情に配慮する。
- (ウ) 行動が変わるよう教員として努力していくこと、そのためには保護者の協力が必要であることを伝える。
- (エ) 何か気付いたことがあれば報告してもらう。

ウ 保護者同士が対立する場合など

教員が間に入って関係調整が必要となる場合がある。

- (ア) 双方の和解を急がず、相手や学校に対する不信感等の思いを丁寧に聞き、寄り添う態度で臨む。
- (イ) 管理職が率先して対応することが有効な手段となることもある。
- (ウ) 教育委員会や関係機関と連携し、解決を目指す。

(4) 関係機関との連携

いじめは学校だけで解決が困難な場合もある。情報の交換だけでなく、一体的な対応をすることが重要である。

ア 教育委員会との連携

(ア) 関係生徒への支援・指導、保護者への対応方法

(イ) 関係機関との調整

イ 警察との連携

(ア) 心身や財産に重大な被害が疑われる場合

(イ) 犯罪等の違法行為がある場合

ウ 福祉関係との連携

(ア) 家庭の養育に関する指導・助言

(イ) 家庭での生徒の生活、環境の状況把握

エ 医療機関との連携

(ア) 精神保健に関する相談

(イ) 精神症状についての治療、指導・助言

7 ネットいじめへの対応

(1) ネットいじめとは

文字や画像を使い、特定の生徒の誹謗中傷を不特定多数の者や掲示板等に送信したり、特定の生徒になりすまして社会的信用を貶める行為をする。

掲示板等に特定の生徒の個人情報に掲載するなどがネットいじめであり、犯罪行為である。

(2) ネットいじめの予防

ア 保護者への啓発

(ア) フィルタリング

(イ) 保護者の見守り

イ 情報教育の充実

科目「工業情報数理」における情報モラル教育の充実

ウ ネット社会についての講話

(3) ネットいじめへの対応

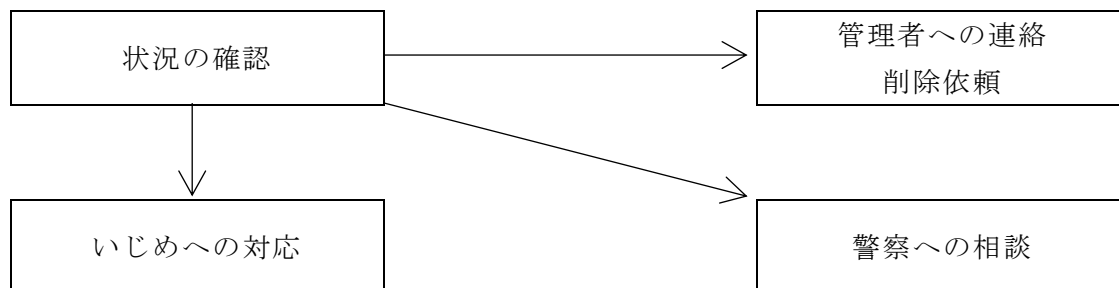
ア ネットいじめの把握

(ア) 被害者からの訴え

(イ) 閲覧者からの情報

(ウ) ネットパトロール

イ 不当な書き込みへの対処



8 重大事態への対応

(1) 重大事態とは

ア 生徒の生命および心身、または財産に重大な被害が生じた疑いがあるとき。

(ア) 生徒が自殺を企図した場合

(イ) 精神性の疾患を発症した場合

(ウ) 身体に重大な障害を負った場合

(エ) 高額の金品を奪い取られた場合

イ 生徒が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされているとき。

(ア) 年間の欠席が30日程度以上の場合

(イ) 連続した欠席の場合は、状況により判断する。

(2) 重大事態時の報告・調査協力

学校が重大事態と判断した場合、北海道教育委員会に報告するとともに、北海道教育委員会が設置する重大事態調査のための組織に協力する。

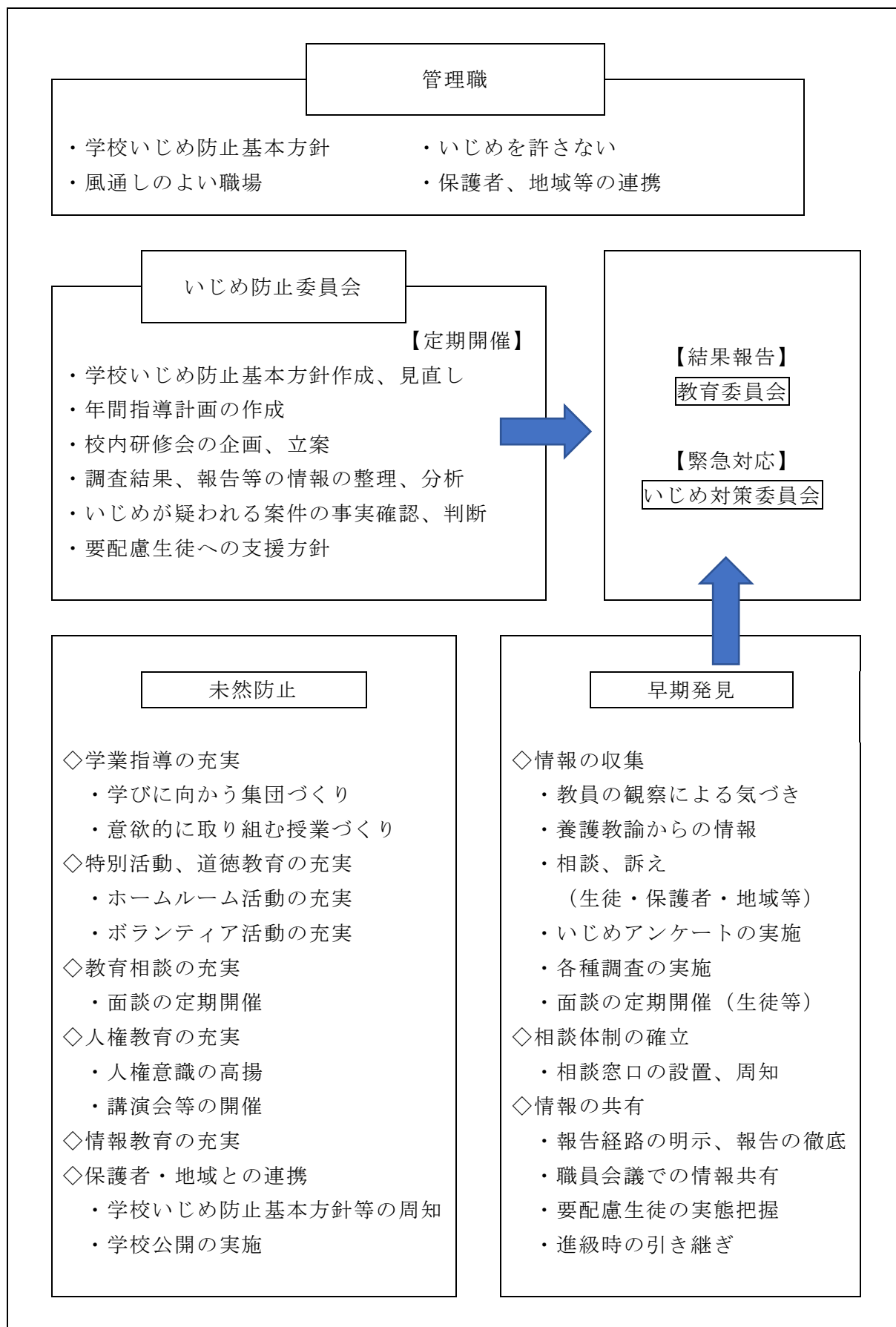
平成30年4月8日策定

令和3年5月20日改訂

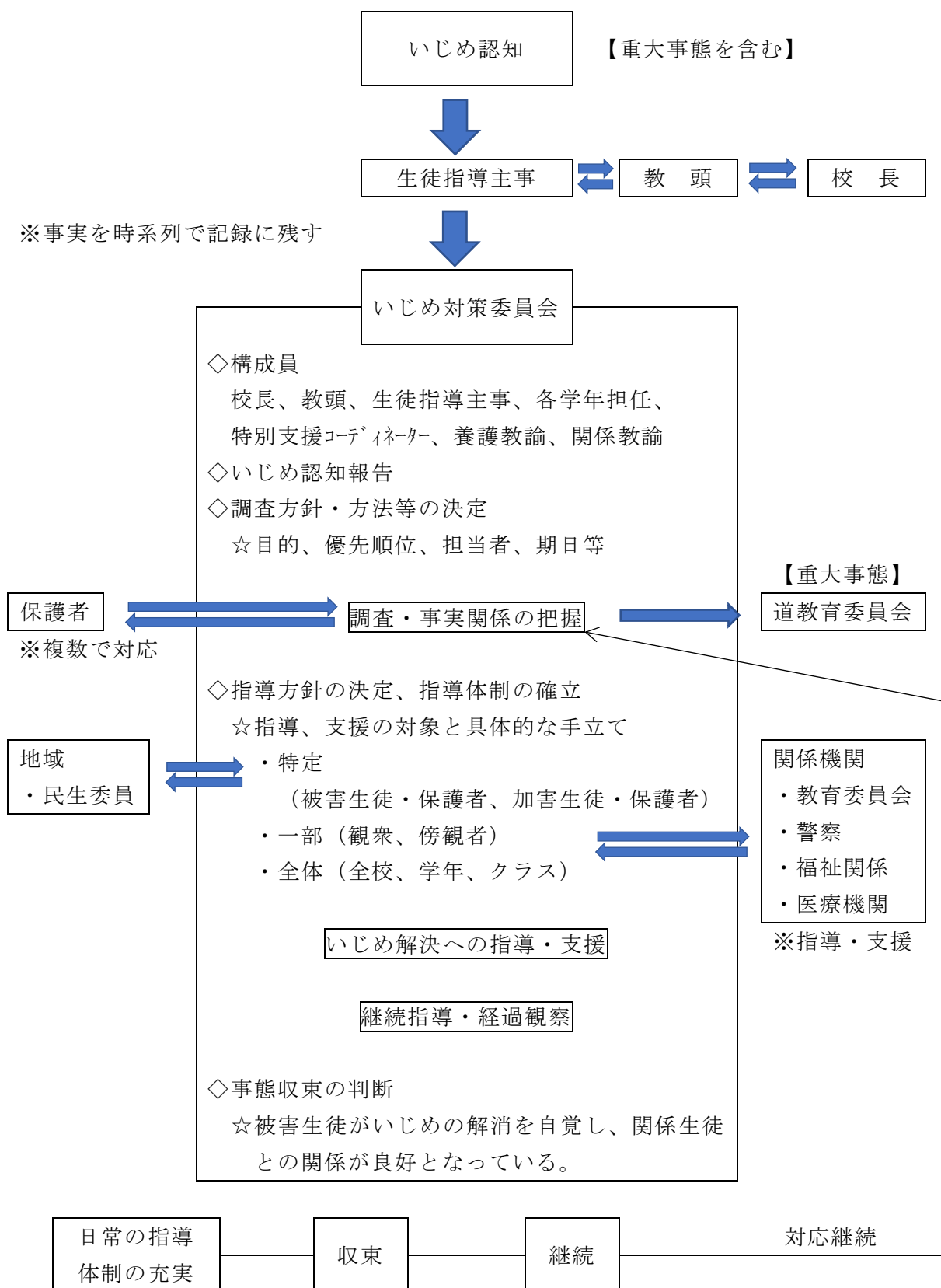
令和5年6月15日改訂

令和6年5月21日改訂

【別紙 1】 日常の指導体制（未然防止・早期発見）



【別紙２】緊急時の組織的対応（いじめへの対応）



【別紙 3】

1 いじめられている生徒のサイン

いじめられている生徒は、自分から言い出せないことが多い。多くの教員の目で多くの場面で生徒を観察し、小さなサインを見逃さないことが大切である。

場 面	サイン	
登校時 始業前の S H R	☐	遅刻・欠席が増える。その理由を明確に言わない。
	☐	教員と視線が合わず、うつむいている。
	☐	体調不良を訴える。
	☐	提出物を忘れたり、期限に遅れる。
	☐	担任が教室に入室後、遅れて入室してくる。
授業中	☐	保健室・トイレに行くようになる。
	☐	教材等の忘れ物が目立つ。
	☐	机周りが散乱している。
	☐	決められた座席と異なる席に着いている。
	☐	教科書・ノートに汚れがある。
	☐	突然、個人名が出される。
休み時間等	☐	用の無い場所にいることが多い。
	☐	ふざけ合っている表情がさえない。
	☐	衣服が汚れたりしている。
	☐	一人で清掃している。
放課後等	☐	慌てて下校する。または、用も無いのに学校に残っている。
	☐	持ち物で無くなったり、持ち物にいたずらされている。
	☐	一人で部活動の準備、片付けをしている。

2 いじめている生徒のサイン

いじめている生徒がいることに気が付いたら、積極的に生徒の中に入り、コミュニケーションを増やし、状況を把握する。

サイン	
☐	教室等で仲間同士で集まり、ひそひそ話しをしている。
☐	ある生徒だけ、周囲が以上に気を遣っている。
☐	教員が近づくと、不自然に分散する。
☐	自己中心的な行動が目立ち、ボスの存在の生徒がいる。

【別紙 4】

1 教室でのサイン

教室内がいじめの場所となることが多い。教員が教室にいる時間を増やしたり、休み時間に廊下を通る際に注意を払うなど、サインを見逃さないようにする。

サイン	
☐	嫌なあだ名が聞こえる。
☐	席替えなどで近くの席になることを嫌がる。
☐	何か起こると特定の生徒の名前が出る。
☐	筆記用具等の貸し借りが多い。
☐	壁等にいたずら、落書きがある。
☐	机や椅子、教材等が乱雑になっている。

2 家庭でのサイン

家庭でも多くのサインを出している。生徒の動向を振り返り、確認することでサインを発見しやすい。以下のサインが見られたら、学校との連携が図れるよう保護者に伝えておくことが大切である。

サイン	
☐	学校や友人のことを話さなくなる。
☐	友人やクラスの不平・不満を口にするが多くなる。
☐	朝、起きてこなかったり、学校に行きたくないと言ったりする。
☐	電話に出たがらなかったり、友人からの誘いを断ったりする。
☐	受信したメールをこそこそ見たり、電話におびえたりする。
☐	不審な電話やメールがあったりする。
☐	遊ぶ友達が急に変わる。
☐	部屋に閉じこもったり、家から出なかったりする。
☐	理由のはっきりしない、衣服の汚れがある。
☐	理由のはっきりしない、打撲や擦り傷がある。
☐	登校時刻になると、体調不良を訴える。
☐	食欲不振・不眠を訴える。
☐	学習時間が減る。
☐	成績が下がる。
☐	持ち物が無くなったり、壊されたり、落書きされたりする。
☐	自転車がよくパンクする。
☐	家庭の品物、金銭が無くなる。
☐	大きな額の金銭を欲しがる。